

行田中学校感染症対策

～新型コロナウイルスに負けないために みんなで協力しよう～

VOL1

日常

- 毎朝検温・健康観察 ○教職員も毎日健康観察。
 - ※登校後、発熱などの症状の場合は、別室で対応。
 - ※発熱・息苦しさ・風邪の症状等心配な場合は、無理をせず、登校を控える。
(欠席ではなく、出席停止の扱い)
- 原則マスクの着用 ※外すときは、近づかない・向き合わない・話さない。
 - ※フェイスシールド・多機能マスク等も各ご家庭で用意&判断可。
- 服装(7/2～9/5 延長の場合は連絡します) ※制服・体操服いずれも可(登下校含む生活全般)
 - ※汗をかいた後、替えの体操服等があるとのぞましい
- エアコン使用と換気扇の同時活用・石けんを使ったていねいな手洗いの徹底。
(うがいと手洗いは感染予防に効果大!)
- ソーシャルディスタンスの確保。 ※だいたい腕の長さの間隔
- 清掃・消毒は、放課後に職員で実施。(特に、流し・トイレは念入りに実施)
 - ※毎日、保健室の先生がアルコール等消毒関係の準備。

授業

- 各教科手洗いもしくは、手指消毒の徹底。共用物(器具など)の消毒(教師)。
- 体育はマスクなしも可。体育館では換気徹底(冷風扇と扇風機活用)。
- 集会等は、広い場所で実施し、人数制限をする、距離を保つなど工夫。
- ICT(情報通信技術)を活用した授業の展開。
- ZOOM(会議をオンラインで開催するアプリ)による、保護者会、生徒総会等の開催。



学校生活

<感染防止に努めつつ、熱中症対策>

- 熱中症予防として、こまめに水分補給。
- 休み時間3密にならない落ち着いた生活を心がける。
- 給食配膳を簡易にした献立、前向きで食事。
- 部活動段階的に時間の延長、内容拡大。



7月21日(火)より、校内での通常練習可(近隣との合同練習(徒歩圏)等 **要相談**)

7月31日(金)3年生活動最終日(以後、保護者の許可・同意により参加可)

(夏季休業) 8月1日(土)より、対外試合・コンクール等、**条件により**参加可(**要相談**・3年含む)

【学校生活全般】

☆欠席等連絡は、電話でお願いします。

☆暑さを感じたときは人との距離を確保して適宜マスクを外して休憩をする。

☆エアコンの活用・炎天下で長時間の活動についての見直し・こまめな水分補給の声かけ
健康観察の徹底等を行い熱中症予防に努めていきます。



関係機関等への連絡



※学校保健安全法施行令第5条

学校において、感染症にかかった場合・感染症が疑われる事例が発生した場合・本人もしくは、同居している家族がPCR検査を実施した場合には、感染の拡大を防止するため、本校としましては、学校長を中心に次のような対策をとります。

- (1) 学校医への連絡：重篤化を防ぐため、適切な医療及び指示を受けます。
- (2) 保護者への連絡：発生状況を説明し、健康調査や二次感染予防について協力を依頼します。
- (3) 保健所、船橋市教育委員会学校教育部保健体育課への報告

感染症が疑われる場合は、保健所及び船橋市保健体育課保健係に連絡して、対応について指示を受けます。

- ① 生徒 氏名、生年月日、クラス、住所、家族構成、
- ② 発症日、現在の症状、出席状況、
- ③ 保健所へ「発生連絡票」提出
- ④ 受診医療機関、PCR実施日もしくは予定日



※学校保健安全法第19条の規定による出席停止が行われた場合、保健所に連絡

○第1種：**新型コロナウイルス感染症**、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ（H5N1）、
新型インフルエンザ等感染症等

○第2種：インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核
髄膜炎菌性髄膜炎

○第3種：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、
急性出血性結膜炎、その他の伝染病

※学校保健安全法第20条の規定による学校の休業を行った場合、保健所に連絡

凡事徹底

手洗いの徹底等 手指衛生

マスクの着用

「3つの密(密閉・密集・密接)」を徹底的に避ける